

議案第 38 号

平成 21 年度川崎市公債管理特別会計予算

平成 21 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 268,864,860 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 財産収入		935,863 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	935,863
2 繰入金		203,689,996
	1 基金繰入金	51,238,162
	2 他会計繰入金	152,451,834
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		64,239,000
	1 借換債	64,239,000
歳入合計		268,864,860

## 歳出

款	項	金額
1 公債費		265,107,128 <sup>千円</sup>
	1 公債費	265,107,128
2 諸支出金		3,755,732
	1 繰出金	3,755,732
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		268,864,860

## 第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 64,239,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年9.0% 以 内	借入れの日から25年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。